

鹿児島市 7月18日(木)

# 令和6年度全国メディカルコントロール協議会連絡会(第1回)



# 医療機関に所属する救急救命士の 特定行為認定について

- ① 東京都メディカルコントロール協議会  
医療機関に勤務する救急救命士の救急救命処置認定に関する委員会
- ② 日本臨床救急医学会  
医療機関に所属する救急救命士に関する検討委員会

田邊 晴山

# 課題

- 救急救命士が新しく追加された特定行為等を実施する場合には、追加講習を修了し、都道府県MC協議会による認定を受ける必要がある。

平成26年1月31日 厚生労働省医政局長通知「救急救命士の心肺機能停止前の重度傷病者に対する静脈路確保及び輸液、血糖測定並びに低血糖発作症例へのブドウ糖溶液の投与の実施について」

平成26年1月31日厚生労働省医政局指導課長通知「救急救命士の心肺機能停止前の重度傷病者に対する静脈路確保及び輸液、血糖測定並びに低血糖発作症例へのブドウ糖溶液の投与の実施のための講習及び実習要領並びに修了の認定等について」

- しかし、都道府県MC協議会による認定体制の整備は進んでいない。

認定制度のある  
MC協議会 5県※

※2023年3月「医療機関に勤務する救急救命士に対する都道府県メディカルコントロール協議会での特定行為の認定に関する調査概要」

都道府県MC協議会による

## 認定体制が進まない背景・課題

### ①認定の対象となる救急救命士が不明

…特定行為ごとに認定が必要な救急救命士が異なり、わかりにくい

### ②MC協議会に求められる役割が曖昧

…認定だけでよいの？事後検証や再教育などは？

### ③MC協議会の関与の必要性が不明確

…消防機関の救急救命士の認定等に、  
医師が中心となったMC協議会が関与する必要性はわかるが、  
医療機関の救急救命士にも関与する必要性は？

### ④MC協議会の事務と予算負担

…44の県MC協議会の事務・予算は消防防災主管部局が担当※  
医療機関に関することは別の組織が担ったほうが…

※2023年1月 総務省消防庁 デジタルコントロール体制に関する実態調査結果

# 課題への対応

## ①認定の対象となる救急救命士が不明

特定行為	実施可能となった時期	対応した 国家試験の開始 (新試験)	都道府県MC協議会による 認定・登録の要否	
			新試験 合格者※1	新試験より 前の合格者
気管内チューブによる 気道確保	2004年7月	第26回国家試験 (2004年9月)	必要	必要
アドレナリンの投与	2006年4月	第30回国家試験 (2007年3月)以降	不要	必要
乳酸リンゲル液を用いた 静脈路確保及び輸液	2014年4月	第38回国家試験 (2015年3月)以降	不要	必要
ブドウ糖溶液の投与	2014年4月	第38回国家試験 (2015年3月)以降	不要	必要
ビデオ挿管用喉頭鏡 を用いた気管挿管	2011年8月	第39回国家試験 (2016年3月)以降	必要	必要

乳酸リンゲル液を用いた 静脈路確保のための輸液	救急救命士法制定当初から	不要
食道閉鎖式エアウェイ、ラリン ゲアルマスクによる気道確保	救急救命士法制定当初から	不要

## 課題への対応

### ②MC協議会に求められる役割が曖昧

- 消防機関の救急救命士

通常、医師がいない状況で処置を行っており、また組織内にも救急医療に精通した医師はいない。

➡ 研修、認定・登録、プロトコルなどの作成、事後検証、再教育(生涯教育)について、MC協議会の関与が必要

- 医療機関の救急救命士

医師がいる状況で処置を行うのが前提

➡ プロトコルなどの作成、事後検証、再教育(生涯教育)は、所属医療機関(いわゆる「救急救命士に関する委員会」)で実施

## 課題への対応

### ③MC協議会の関与の必要性が不明確

・医療機関の救急救命士にも関与する必要性は？

### ④MC協議会の事務と予算負担

・44の県MC協議会の事務・予算は消防防災主管部局が担当※

- 特定行為等を実施する上で、そのための知識・技術の習得について認定する仕組みは必要。
- これまで、消防機関に所属する救急救命士を対象に認定の役割を担ってきた都道府県MC協議会が、医療機関に所属する救急救命士の認定の役割も担うことが期待されている。
- 事務負担、費用の確保の状況等を踏まえて、対応できる都道府県MC協議会はその役割を担うのが望ましい。

## 課題への対応

- 他方、医療機関に所属する救急救命士の特定行為の認定に都道府県MC協議会が関与しなければならない必要性が必ずしも明らかでない状況において、認定のための事務負担、費用の確保が困難な都道府県があるのもまたやむを得ない。
- ただし、その場合、医療機関に所属する救急救命士の認定について、都道府県MC協議会の役割を代替する体制が求められる。認定のみならず研修についても同様。

▶ ①対応できる都道府県MC協議会の取り組みを支援する

▶ ②対応できない都道府県MC協議会の役割を代替する体制を構築する

東京都メディカルコントロール協議会



# 医療機関に勤務する救急救命士の 救急救命処置の認定に関する委員会

(病院救命士処置認定委員会)

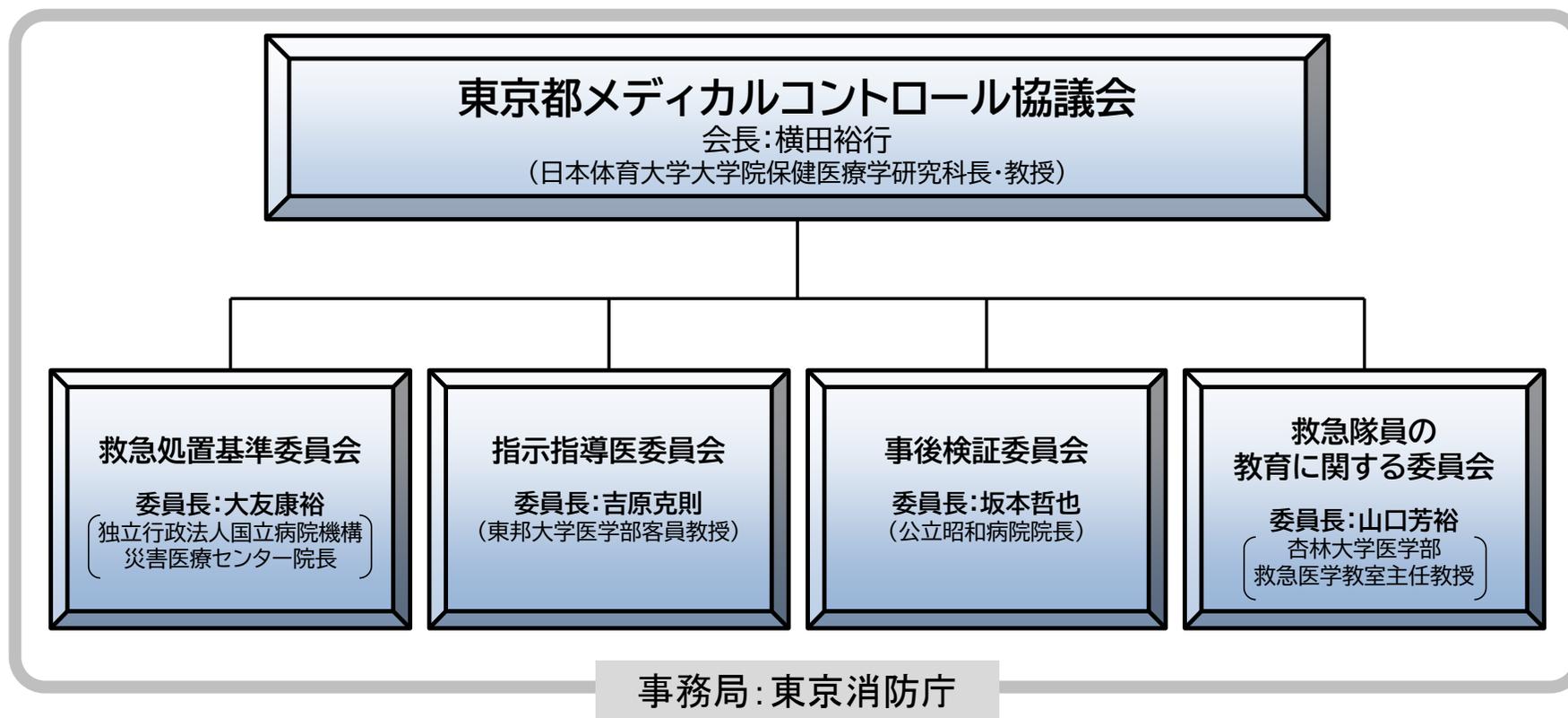
横田 裕行 (東京都メディカルコントロール協議会 会長)

新井 悟 (病院救命士処置認定委員会 委員長)

田邊 晴山 (病院救命士処置認定委員会 委員)

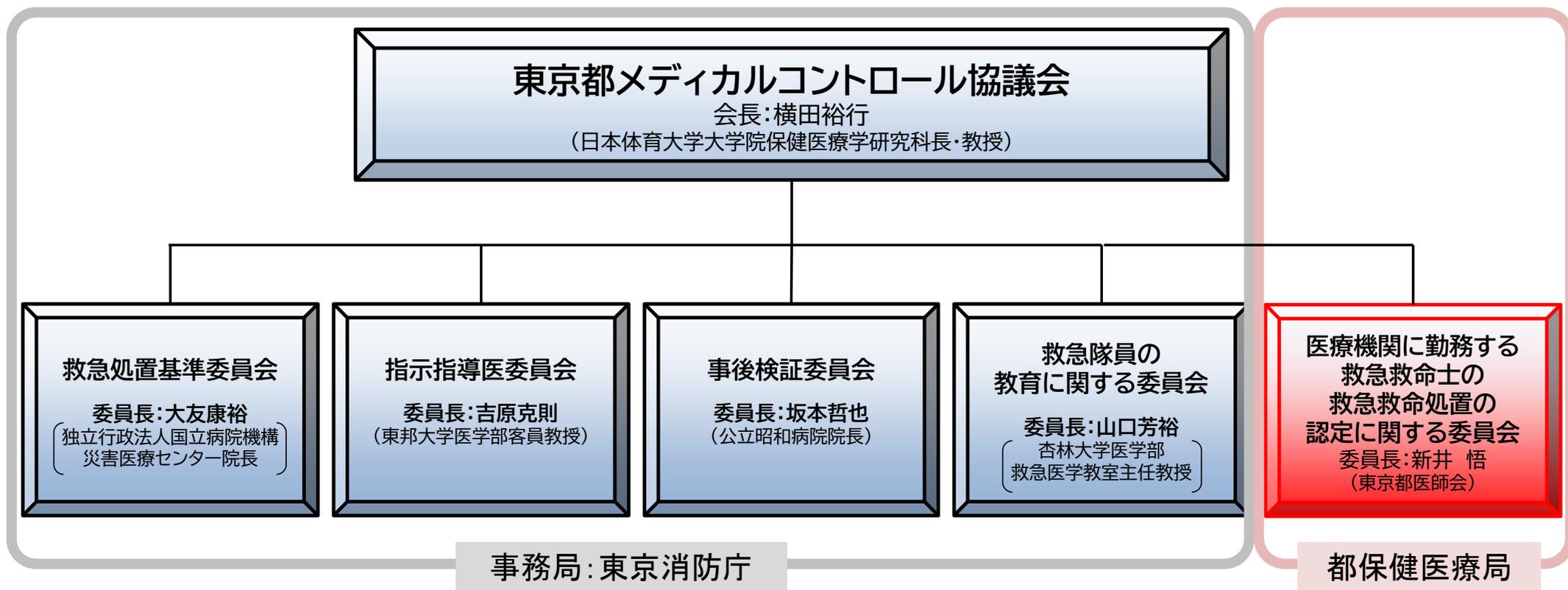
## 東京都MC協議会の体制（R5年要綱改正前）

- 東京都MC協議会は、東京都の附属機関として位置付け
- 東京都MC協議会(親会)の下に、4つの専門委員会を設置
- 事務局と庶務(会計)は、東京消防庁が中心として対応



## 東京都MC協議会の体制（R5年要綱改正後）

- R5年4月、都MC協議会の下に  
「病院に勤務する救急救命士の救急救命処置の認定に関する委員会」を設置
- 事務局は、都保健医療局が担当



## 病院救命士処置認定委員会の体制・運用

### 役割

医療機関に勤務する救急救命士が必要とされる救急救命処置の認定に関することを協議する。

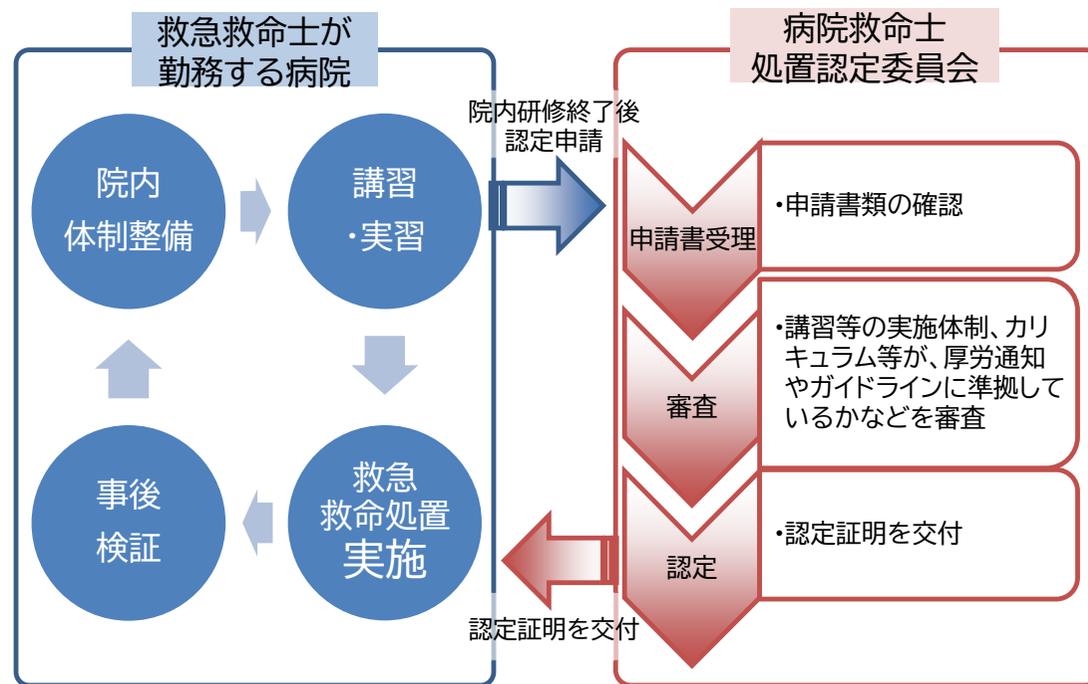
東京都MC協議会専門委員会運営要綱

### 委員構成

- 東京都医師会
- 救急医療、救急救命士教育に精通した医師
- 法律の専門知識を有し、救急分野に精通した者
- 東京都総務局
- 東京都保健医療局
- 東京消防庁

### 認定等の概要

- 頻度： 四半期ごと
  - 申請者： 救急救命士を雇用する病院の管理者
  - 手続き： 認定委員会の専決とし、結果を親会に報告
  - 認定証明書： 東京都MC協議会長名
  - 名簿管理： 保健医療局
- ※各医療機関は、年1回、認定救急救命士の所属状況を報告



### 認定等の状況

- 委員会開催（8月、11月、1月、5月）
- 6医療機関13名（R6年5月現在）





# 日本臨床救急医学会

## 医療機関に所属する 救急救命士に関する検討委員会

日本臨床救急医学会「医療機関に所属する救急救命士に関する検討委員会」

浅香えみ子（東京医科歯科大学病院）※日本救急看護学会推薦

一柳 保（高野町消防本部）

今井 寛（三重大学）※日本救急医学会推薦

落合秀信（宮崎大学）※日本救急医学会推薦

北原 学（国立国際医療研究センター）

喜熨斗智也（国土館大学）

鈴木健介（日本体育大学）

委員長 田邊晴山（救急救命東京研修所）

沼田浩人（日本医科大学多摩永山病院）

担当理事 田中秀治（国土館大学）

# 日本臨床救急医学会による 救急救命士の特定行為の追加講習と認定について

## 背景

- 医療機関に所属する救急救命士に対する追加講習の機会に限られ、認定体制の整備まで至っていない都道府県MC協議会がある。



救急救命士が救急医療機関において  
その役割を十分に果たせていない

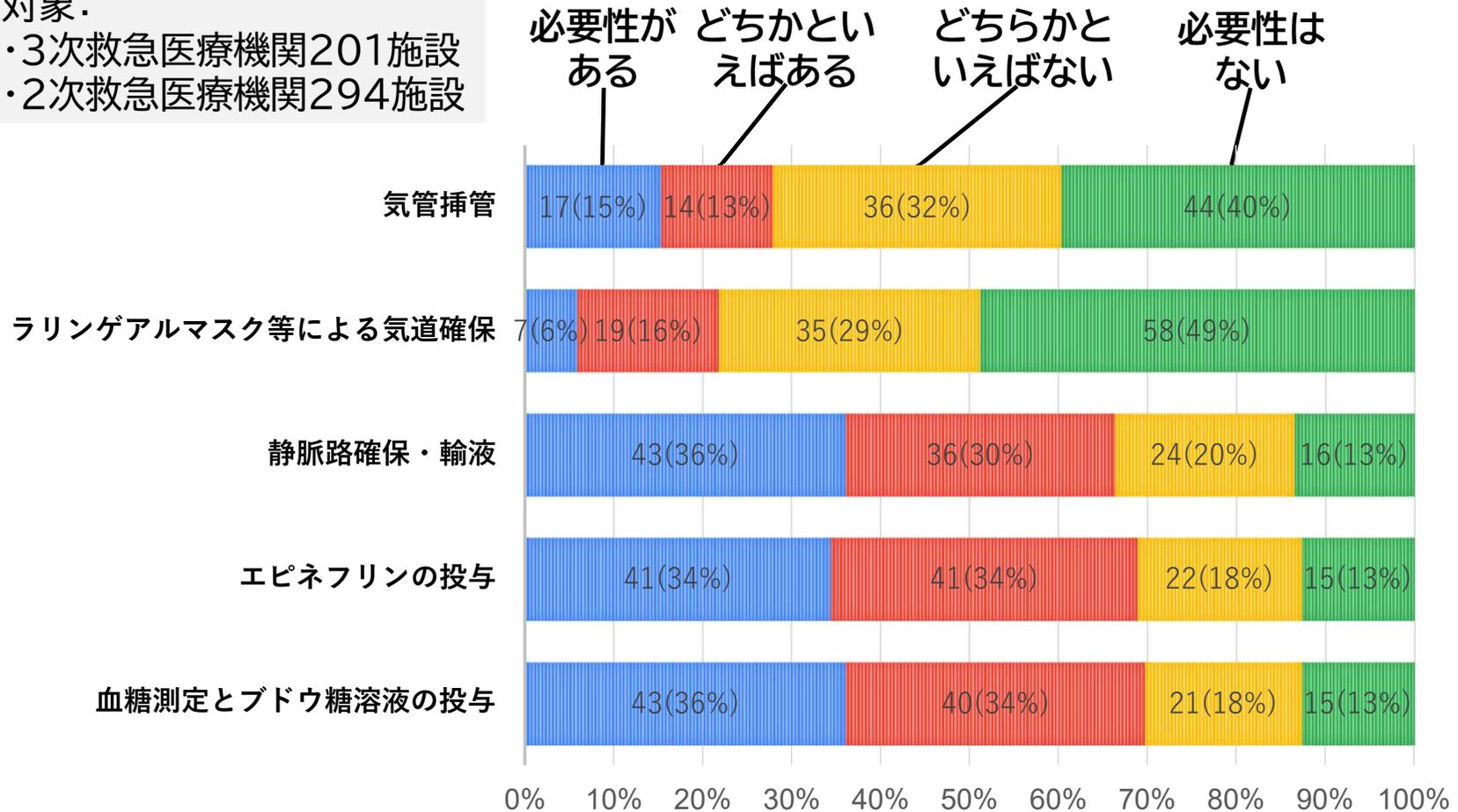
## 目的

当学会が、医療機関に所属する救急救命士を対象とした特定行為の追加講習と認定を行うことにより、もって、救急医療機関において質の高い特定行為が実施される体制整備を支援する。

# 医療機関において特定行為を実施する 必要性に関するアンケート調査

対象:

- ・3次救急医療機関201施設
- ・2次救急医療機関294施設

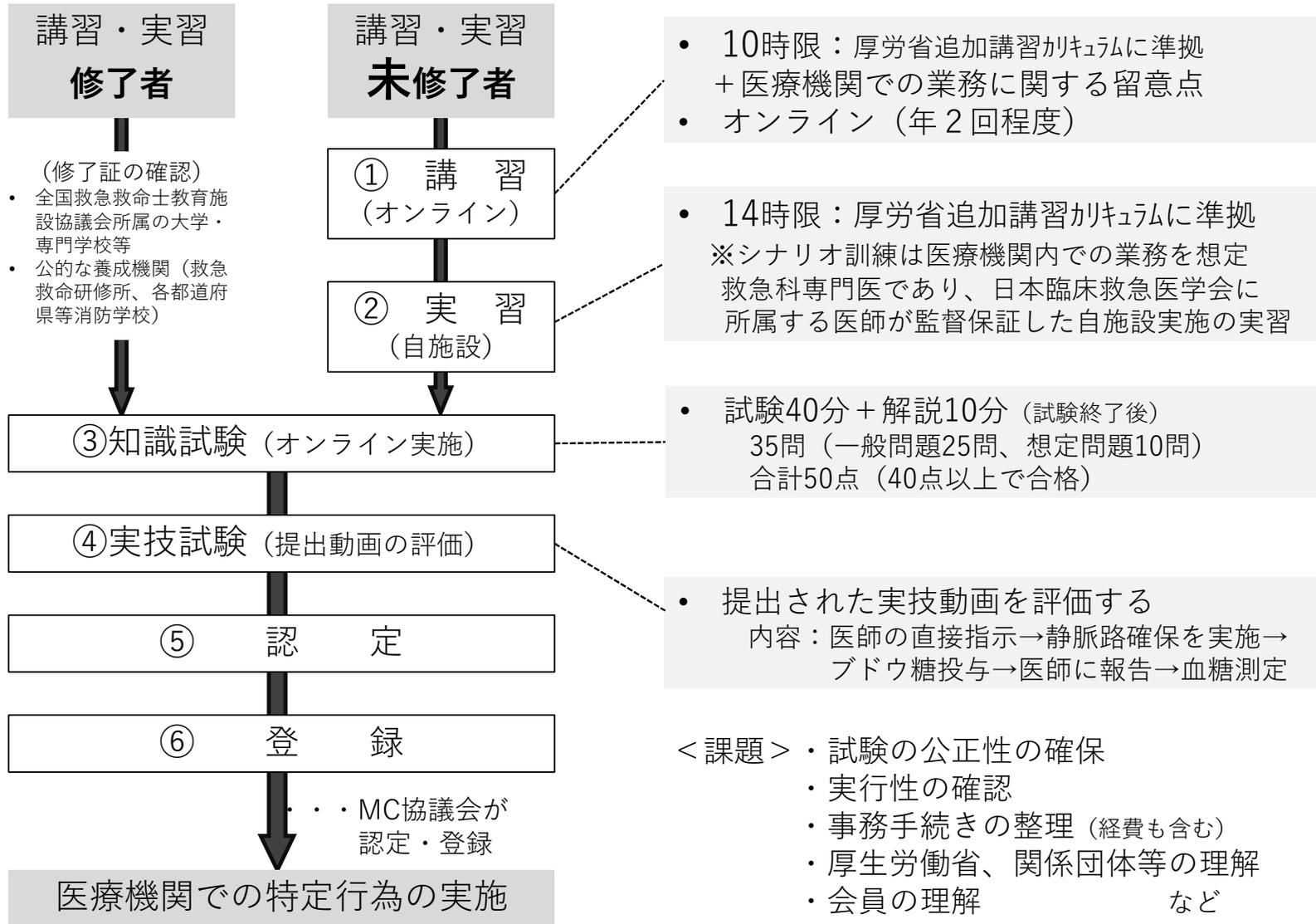


令和4年度 厚生労働行政推進調査 分担研究報告書

救急救命士と救急救命処置に関する研究「医療機関内で救急救命士の業務を可能とした救急救命士法改正の影響に関する調査」(田邊晴山、横田裕行、織田順)

# 日本臨床救急医学会による救急救命士の特定行為の追加講習と認定について

「心肺機能停止前の重度傷病者に対する静脈路確保及び輸液、血糖測定並びに低血糖発作症例へのブドウ糖溶液の投与の実施」の例



# 日本臨床救急医学会による救急救命士の特定行為の追加講習と認定について

「心肺機能停止前の重度傷病者に対する静脈路確保及び輸液、血糖測定並びに低血糖発作症例へのブドウ糖溶液の投与の実施」の例

## 期待する効果

救急医療機関において、質の高い特定行為が実施される体制整備を支援する。

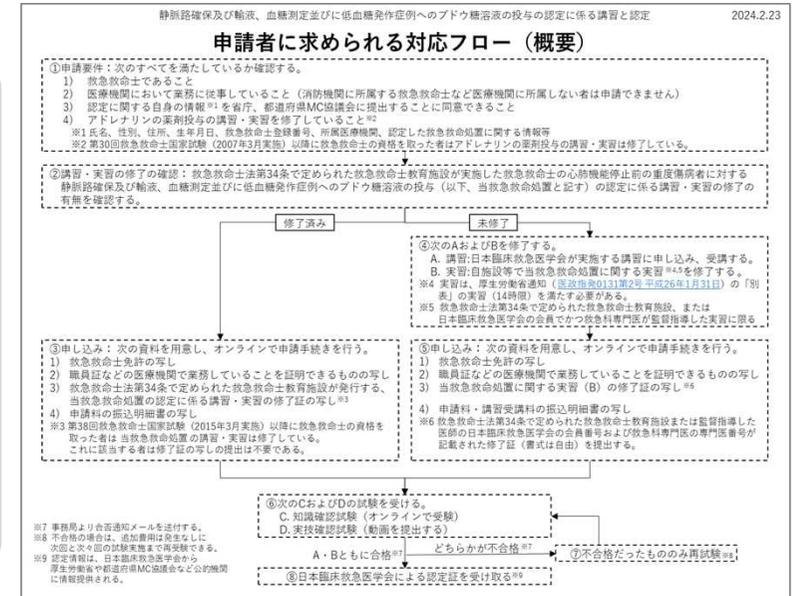
- 都道府県MC協議会の負担の軽減
- 救急医療機関の教育負担の軽減
- 医療機関に所属する救急救命士の新たな知識・技術習得のプラットフォームの構築
- 救急医療機関で働く医師、看護師等の業務負担の軽減

## 認定の概要

- 頻度:年2回
- 申請者:医療機関で業務に従事する救急救命士本人
- 審査:認定委員会のもと審査委員が審査
- 認定証明書:日本臨床救急医学会代表理事
- 名簿管理:学会事務局→各都道府県に情報提供
- 必要な書類:
  - ①救急救命士免許の写し ②職員証 ③実習修了証の写し など
- オンライン手続き

## 認定委員会

- 日本臨床救急医学会
- 日本救急医学会
- 日本救急看護学会
- 日本医師会
- 救急医療に関係する病院団体など



	都道府県MC協議会による認定 (東京都の仕組みを想定)	日本臨床救急医学会による認定 (現在の想定)
頻度	年4回	年2回
費用負担	都道府県が負担	審査・認定料を本人が負担
講習	医療機関が実施	学会が実施
実習	医療機関が実施	医療機関が実施
試験(知識・技術)	医療機関が実施	学会が実施
認定者	都道府県MC協議会会長	日本臨床救急医学会代表理事
名簿管理	都道府県MC協議会	学会事務局→各都道府県に情報提供
対象処置	すべての処置に対応	最近拡大された2処置から
課題	県ごとに制度の違い、難易が生じ得る	画一的、柔軟性に欠ける
	他県への異動の際の認定・登録に課題	厚生労働省の通知の改正等が必要

# 今後の取組

①対応できる都道府県MC協議会の取り組み

②対応できない都道府県MC協議会の役割を代替する  
体制を日本臨床救急医学会が、関係団体とともに構築する